

令和6年度



前期選抜募集要項

福島県立原町高等学校

〒975-0014 福島県南相馬市原町区西町三丁目 380 番地

TEL (0244) 23-6196 FAX (0244) 23-7909

1 募集定員

全日制の課程普通科募集定員を 160 名とし、特色選抜及び一般選抜については以下のとおりとする。

特色選抜 募集定員 160 名の 20%程度とする。

一般選抜 募集定員 160 名から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

下記(1)又は(2)に該当する者とし、特色選抜への出願資格については「3 特色選抜に志願してほしい生徒像」の条件も満たす者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)

(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(3) 通学区域は、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 特色選抜に志願してほしい生徒像

本校では、未来をひらく豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を目指し、一人ひとりが主体的に学ぶ力を育てるための教育活動を行っている。そのため、次のいずれかを満たす生徒を求める。

(1) A型(学業)

学業成績が極めて優秀で、入学後に特別進学クラスに在籍し、国公立大学や難関私立大学への明確な進路目標を持って意欲的に学習に取り組む者

(2) B型(スポーツ)

学業成績が良好で、中学校の部活動や地域クラブ活動等において優れた資質・実績等を有する者で、本校でも3年間その活動を継続して各種大会で上位を目指し、部活動においてリーダーシップを発揮できる者
ただし、野球(男)、バレーボール(女)、バドミントン(男女)、バスケットボール(男女)の部活動に限る。

4 出願方法

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

6 出願期間及び願書受付

(1) 出願期間 令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。

(2) 受付時間 午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

(3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

(4) 受験票(県所定様式)及び入学検定料納付済証明書(県所定様式)は願書受付時に交付する。

(5) 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき、あるいは所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき、入学願書の受付を取り消すことができる。

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)

② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)

提出期間は令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ 特色選抜志願理由書(本校で作成したもの)

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

また、B型(スポーツ)については、裏面に実績報告書(本校において作成したもの)を印刷し、記入すること。

④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学(出身)学校名、志願者氏名を記入したもの)

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、在学(出身)学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書(上記(1)①に同じ)

② 特色選抜志願理由書(上記(1)③に同じ)

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

③ 健康診断書(令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの)

④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

⑤ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)

⑥ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿(県所定様式)を添付する。

なお、特色選抜への志願者がいる場合は、備考欄にその種別(A型又はB型)を記入する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(県所定様式)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(県所定様式)を交付する。

(3) 提出期間は、令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。

郵送の場合には、2月16日(金)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 県外等からの出願

(1) 県外からの志願者は、上記「7 出願に必要な書類」に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。

本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。

① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類(県所定様式)を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

(2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記「7 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

○ 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

10 出 願 先 変 更

(1) 志願者は、令和6年2月9日(金)から2月14日(水)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

(2) 出願先及び出願した選抜の変更の手続きは「令和6年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」によるものとする。

(3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出 願 の 取 消 し

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届(県所定様式)を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

(2) 上記(1)以外の者は、出願取消届(県所定様式)を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

(3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 出 願 の 特 例 措 置

(1) 県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。

(2) 出願先変更

保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、上記「10 出願先変更」を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

13 選 抜 方 法 及 び 選 抜 資 料

中学校長から提出された調査書の審査結果及び学力検査の成績に加え、特色選抜においては特色面接及び特色検査の成績並びに特色選抜志願理由書を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

一般選抜においては、「各教科の学習の記録」を195点満点とし、「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は点数化しない。

特色選抜においては、A型(学業)については「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の評定を3倍、それ以外の教科については2倍とし、345点満点とする。また、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は35点満点として、合計380点満点とする。また、B型(スポーツ)については「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は35点満点として、合計170点満点とする。A型・B型ともに部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

(2) 学力検査

志願者全員に学力検査を課す。学力検査は、県教育委員会が、同一の問題により県下一斉に実施する。

また、学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、合計250点満点とする。検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語(英語)

ただし、特色選抜A型(学業)については傾斜配点を実施し、国語、数学、外国語(英語)の得点を2倍にし、合計400点満点とする。

(3) 特色面接

特色選抜においては、志願者全員に特色面接を行う。面接については点数化し、30点満点とする。

(4) 特色検査

特色選抜B型(スポーツ)志願者のみに対し、特色検査(実技)を実施する。実技については点数化し、250点満点とする。

(5) 特色選抜志願理由書

特色面接における資料とする。

14 学力検査の日時、日程及び会場

(1) 日 時 令和6年3月5日(火) 9時00分～15時10分

(2) 日 程 ① 受付(生徒昇降口) 8時20分～8時40分

② 点呼・諸注意 8時40分～8時50分

③ 学力検査 9時00分～15時10分

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
----	---	----	---	-------------	----	----	---	----

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

(3) 会 場 福島県立原町高等学校

(4) 持参するもの 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規

※ 学力検査における持参物については、検査の趣旨に反する、公平・公正を欠くもの(三角定規のうち各辺の長さの比率が刻字されているもの、直線の定規でも折りたたむと分度器になるもの、文字盤に月の英語表示や星座の表示がある時計、ことわざ等が書いてある鉛筆など)は会場に持ち込まないこと。

※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は会場に持ち込まないこと。

15 特色面接・特色検査の日時、日程及び会場(特色選抜志願者のみ)

(1) 日 時 令和6年3月6日(水) 9時00分～

(2) 日 程 ① 受付(生徒昇降口) 8時20分～8時40分

② 点呼・諸注意 8時40分～8時50分

③ 特色面接・特色検査 9時00分～

※①～③の日程詳細は、志願者確定後に連絡する。

(3) 会 場 福島県立原町高等学校

(4) 持参するもの 受験票、筆記用具、上ばき

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は会場に持ち込まないこと。

※特色選抜B型(スポーツ)の志願者は、別紙「令和6年度特色選抜B型(スポーツ)実技試験について」により必要なものを準備し、持参すること。

16 追検査等の実施

追検査等の実施及び受験の手続等については「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところ

により実施する。

- (1) 日 時 令和6年3月11日(月) 9時00分～
- (2) 日 程
 - ① 受付(生徒昇降口) 8時20分～8時40分
 - ② 点呼・諸注意 8時40分～8時50分
 - ③ 学力検査 9時00分～14時45分
 - ④ 特色面接・特色検査 15時00分～16時30分(予定)
- (3) 会 場 福島県立原町高等学校
- (4) 持参するもの 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規
 - ※ 学力検査における持参物については、検査の趣旨に反する、公平・公正を欠くもの(三角定規のうち各辺の長さの比率が刻字されているもの、直線の定規でも折りたたむと分度器になるもの、文字盤に月の英語表示や星座の表示がある時計、ことわざ等が書いてある鉛筆など)は会場に持ち込まないこと。
 - ※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は会場に持ち込まないこと。
- (5) そ の 他 追検査等の一部を受験する場合の日程等については、在学(出身)中学校を通して連絡する。

17 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日(木)正午以降に本校において発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書(県所定様式)を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

18 そ の 他

- (1) 障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。
 - ① 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」(県所定様式)を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」(県所定様式)と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - 本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。
 - 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」(県所定様式)により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。
 - ② 上記①以外の者
 - 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」(県所定様式)を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
 - 本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。
 - 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」(県所定様式)により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。
- (2) 「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害(入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。)により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。
- (3) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(県所定様式)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
 - ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。